

# ひたち野東自治会館 利用規約

利用規約	1-1
------	-----

2015年4月11日 制定

2015年5月1日 施行

ひたち野東自治会

## 自治会館利用規約

### 第一章 総則

- (目的) ひたち野東自治会所有の町内会館（牛久市ひたち野東 3 丁目 16-3）の運営を円滑に行うため設けるものである。
- (会館の呼称) 会館名称は「ひたち野東 自治会館」（呼称「のびのび館」）とする。
- (会館の定義) 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として、会議、会合、サークル活動などの利用に供するため、会員の合意に基づき出資により設置した建物およびその他の付帯設備をいう。

### 第二章 運営

- (運営) 会館の運営を民主的に行なうため、自治会館部会（以下「専門部会」という。）を組織する。
- (専門部会の構成) 専門部会の構成は、副会長（自治会館担当）及びその他会員により組織する。
- (専門部会の権限) 専門部会は、会館運営の監督権を持つ。

### 第三章 会館使用

- (利用申請) 会館の利用を希望する者は、所定の申請書により利用する日より事前に専門部会に申請するものとする。
- (利用許可) 会館の利用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、専門部会は許可を与えないことができる。
- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
  - (2) 自治会役員会の承認を得ない営利事業。
  - (3) その他管理上支障のある場合。
- (利用時間) 会館の利用時間は原則として次のとおりとする。  
午前 8 時から午後 8 時までとする。ただし、専門部会で認めた場合は、この限りではない。
- (利用の禁止) 会館の利用に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。
- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められたとき。
  - (2) 設備を損傷するおそれがあると認められたとき。
  - (3) 未成年のみの利用（但し、ひたち野東自治会役員あるいは関連団体の役員が責任者として直接監督随伴している場合を除く）
  - (4) その他、専門部会が管理上、支障があると認めたとき。

#### 第四章 その他

##### (利用者の義務)

会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

- (1) 専門部会の指示に従うこと。
- (2) 利用責任者を定めること。
- (3) 利用時間を守ること。
- (4) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。
- (5) 設備及び備品を破損した場合は、利用者が責任をもって原状復帰すること。
- (6) 火気使用は禁止。(自治会役員会が認めた場合はこの限りではない)
- (7) 建物内は、禁煙を徹底すること。
- (8) 利用終了後は、片付け及び清掃をすること。
- (9) 利用終了後は、所定の用紙に報告を記入すること。

##### (その他)

この規約に定められていない事項は、専門部会で協議決定し、自治会役員会の承認を得るものとする。

この規約の改廃は、自治会総会の議決により定める。

#### 附則

この規約は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

【改定履歴】

日付	改定内容	目的
制定日 2015年4月11日		